

議案第 6 3 号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日提出

市川市長 大 久 保 博

記

1 無償譲渡をする財産

建 物

名 称 市川市立湊新田保育園 園舎

所 在 市川市湊新田 2 丁目 8 番 3 号

構 造 鉄骨造 2 階建

延床面積 5 5 9 . 9 0 平方メートル

建 築 年 平成 1 4 年

2 無償譲渡の相手方

市川市田尻 5 丁目 1 5 番 9 号

社会福祉法人 東和福社会

理事長 芝田 康雄

3 無償譲渡の目的

市川市立湊新田保育園を指定管理者である上記相手方による認可保育園とすることに伴い、市川市立湊新田保育園の園舎を無償で譲渡することにより、上記相手方が認可保育園として安定的かつ良質な保育の実施を図ることができるようにするものである。

4 無償譲渡の条件

無償で譲渡する建物は、譲渡を受けた日から上記相手方による認可保育園の運営に使用するものとし、他の目的に供してはならない。

5 無償譲渡をする日

平成28年4月1日

## 理 由

市川市立湊新田保育園を指定管理者である社会福祉法人東和福社会による認可保育園とすることに伴い、当該法人が安定的かつ良質な保育の実施を図ることができるようにするため、市川市が所有する市川市立湊新田保育園の建物を当該法人に無償で譲渡する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。